第１１号議案

　　品川区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和４年２月１７日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　濱　　野　　　健

　　　品川区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

　（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４３条の２第１項の規定に基づき、区長、委員会の委員もしくは委員または職員（法第２４３条の２の２第３項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「区長等」という。）の品川区に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し、必要な事項を定めるものとする。

　（損害賠償責任の一部免責）

第２条　区長等は、当該区長等の損害賠償責任のうち当該損害賠償責任を負う額から次条に規定する額を控除して得た額については、当該区長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、これを賠償する責任を免れるものとする。

　（法第２４３条の２第１項の条例で定める額）

第３条　法第２４３条の２第１項の条例で定める額は、次の各号に掲げる区長等の区分に応じ、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１７３条第１項第１号の普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

⑴　区長　６

　⑵　副区長、教育委員会の教育長もしくは委員、選挙管理委員会の委員または監査委員　４

⑶　職員（前号に掲げる者を除く。）　１

　　　付　則

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

２　この条例の規定は、この条例の施行の日以後の区長等の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

　（説明）地方自治法の改正を踏まえ、区長等の損害賠償責任の一部免責について、必要な事項を定める必要がある。